

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2006-271759

(P2006-271759A)

(43) 公開日 平成18年10月12日(2006.10.12)

(51) Int. Cl.

A45C 15/00 (2006.01)

F I

A45C 15/00

A

テーマコード (参考)

審査請求 未請求 請求項の数 4 O L (全 6 頁)

(21) 出願番号 特願2005-96912 (P2005-96912)
 (22) 出願日 平成17年3月30日 (2005.3.30)

(71) 出願人 504373026
 ケント株式会社
 東京都中央区銀座1-14-10
 (74) 代理人 100105625
 弁理士 土井 清暢
 (72) 発明者 佐藤 悦子
 東京都目黒区目黒2-15-8

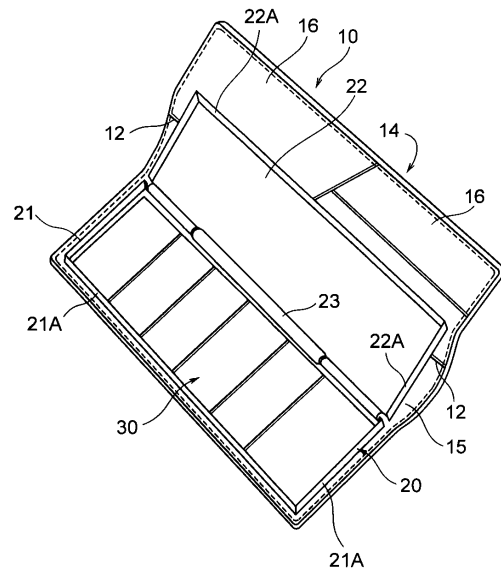
(54) 【発明の名称】 カードのスキミングを防護できる財布

(57) 【要約】 (修正有)

【課題】 財布に付属する専用のカードケースを設け、該カードケース内にキャッシュカード等を収容することによりカード情報のスキミングによる被害を防止できる構造の財布を提供する。

【解決手段】 財布本体の中央折り畳み部の一方側に少なくとも札入れ部12を有しており、同じく折り畳み部の他方側にはシールドケース20を有する財布であって、該シールドケース20は開閉自在の薄箱状であり、そのシールドケース20の収納部にキャッシュカードのためのカードホルダー30が固定されていることを特徴とするスキミング防護構造付き財布。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

財布本体の中央折り畳み部の一方側には、少なくとも札入れ部を有しており、同じく折り畳み部の他方側にはシールドケースを有する財布であって、該シールドケースは開閉自在の薄箱状であり、そのシールドケースの収納部にキャッシュカードのためのカードホルダーが固定されていることを特徴とするスキミング防護構造付き財布。

【請求項 2】

請求項 1 に記載の財布であって、上記シールドケースは収納部及び蓋部を有しており、それぞれ約 0.5 mm 以下の厚さの軟鉄製鉄板により形成されていることを特徴とするスキミング防護構造付き財布。

10

【請求項 3】

請求項 1 又は 2 に記載の財布であって、上記シールドケースの収納部及び蓋部のためのヒンジは、これら収納部及び蓋部を構成する軟鉄製鉄板の一部を折り曲げることにより形成されていることを特徴とするスキミング防護構造付き財布。

【請求項 4】

請求項 1 に記載の財布であって、上記シールドケースは財布本体のケース固定部に両面接着テープにより固定されることを特徴とするスキミング防護構造付き財布。

20

【発明の詳細な説明】

30

【技術分野】**【0001】**

本発明は財布の新規な構造に係り、特に、キャッシュカード等の磁気データを読み取る「スキミング」からの防護構造を有する財布を提供するものである。

【背景技術】**【0002】**

最近、キャッシュカード等を通常の財布に収納した状態のまま、その磁気データがスキミングされ、多大な損害を被る事例が頻発している。しかしながら、従来周知のカードホルダー付き財布においては、このようなスキミングからカードを防護する手段がない状態である。

40

【発明の開示】**【発明が解決しようとする課題】****【0003】**

本発明は上記の点に鑑み、財布に付属する専用のカードケースを設け、該カードケース内にキャッシュカード等を収容することによりスキミングによる被害を防止する構造の財布を提供するものである。

【課題を解決するための手段】**【0004】**

本発明は、財布本体の中央折り畳み部の一方側には、少なくとも札入れ部を有しており、同じく折り畳み部の他方側にはシールドケースを有する財布であって、該シールドケー

50

スは開閉自在の薄箱状であり、そのシールドケースの収納部にキャッシュカードのためのカードホルダーが固定されていることを特徴とするスキミング防護構造付き財布である。

そして、上記シールドケースは収納部及び蓋部を有しており、それぞれ約0.5mm以下の厚さの軟鉄製鉄板により形成され、上記シールドケースの収納部及び蓋部のためのヒンジは、これら収納部及び蓋部を構成する軟鉄製鉄板の一部を折り曲げることにより形成され、また、上記シールドケースは財布本体のケース固定部に両面接着テープにより固定されることを特徴とするスキミング防護構造付き財布である。

【発明の効果】

【0005】

本発明の財布はキャッシュカード等を電磁的にシールドできる構造であるため、財布内にキャッシュカードを収納した状態でスキミングされる心配がない。 10

また、キャッシュカード等を収納するシールドケースを財布本体の一方側に両面接着テープで固着されるため、外観上普通の財布と同様であり、美観を損ねることはない。

更に、上記のシールドケースは軟鉄製の薄板を折り曲げて構成されるため、比較的軽量でシールド性能に優れた財布を製作できる。

【発明を実施するための最良の形態】

【0006】

本発明の実施の形態を図1～図4に基づいて説明する。

図1は、本願発明に係るスキミング防護構造付き財布の展開斜視図である。折り畳んだ状態では従来一般の財布の外形と略同一の財布10は、折り畳み部17の一方側に札入れ部12を有する財布本体11と、該財布本体11の他方側にスキミングを防止できるシールドケース20とを有している。 20

【0007】

図1及び図3から明らかなように、通常の札入れ部12を有する財布本体11は、本体表皮14及び本体裏当皮15からなっており、その折り畳み部17の一方側に当皮16, 16を用いて、上記札入れ部12、一般的なカード入れ部13, 13等が形成されている。しかしながら、このような札入れ部12を有する財布本体11の構成は、従来周知の財布と略同様の構造である。

【0008】

このような財布本体11の折り畳み部17の他方側には、符号18で示すシールドケース固定部が設けられている。当該シールドケース固定部18は、上記財布本体11の本体裏当皮15の一部によって構成されており、後にも説明するようにシールドケース20が両面接着テープ等により固定可能である。 30

【0009】

図1及び図2には、本発明の特徴的構成であるシールドケースの構造が開示されている。シールドケース20は開放状態の平面図である図2で特に明らかなように、収納部21及び蓋部22をヒンジ23によって開閉可能に結合した構造であり、これらの収納部21及び蓋部22はいずれもその三方に立上がり縁部21A、22Aを有している。そして、該収納部21の立上がり縁部21Aで形成される平面よりも、蓋部22の立上がり縁部22Aで形成される平面の方が少し大きく形成されており、これらを折り畳むことによってシールドケース20が構成される。従って、折り畳むことによって形成される該シールドケース20は、その全外周及びヒンジ23部分の全てが上記の軟鉄板により囲まれることとなる。 40

【0010】

このようなシールドケース20は、例えば厚さが約0.5mm以下の軟鉄製鉄板を折り曲げて形成され、外表面は必要に応じてクロムメッキ等を施すことにより外観を装飾している。また、図1から明らかなように、上記シールドケース20の収納部21の内底には、後に図4でも説明するようなカードホルダー30が接着等により固着される。

【0011】

図4はカードホルダー30の平面図であり、台皮31の上面に多数の当皮32～32を 50

当接縫合し、多数のカード保持部 33 ~ 33 を構成している。そして、これらのカード保持部 33 ~ 33 の大きさは、通常のキャッシュカードが少なくとも一枚収納できる大きさとされている。従って、該カードホルダー 30 の厚さ及び巾寸法は、一般的なキャッシュカードの大きさによって決定されるけれども、その縦寸法は後述するように、上記シールドケース 20 の収納部の長手寸法に合わされている。

【0012】

そして、シールドケース 20 の収納部の長手寸法は任意であるけれども、該シールドケース 20 を上記財布本体 11 のケース固定部 18 に両面接着テープ等で固定するため、財布本体 11 の一方側の構造、すなわち札入れ部 12 の長手方向の寸法との釣り合いによって、おのずと決定されるものである。

10

【0013】

次に、このような構成の本発明に係る財布 10 の作用について説明する。上記の電磁波を遮蔽する軟鉄板によって形成されたシールドケース 20 内に、カードホルダー 30 が固定されているので、キャッシュカード等は該カードホルダー 30 の多数のカード保持部 33, 33 に収容することにより、通常の財布 10 の折り畳み状態で、磁氣的に完全にシールドされる。

【0014】

また、通常の使用方法であるお札等の出し入れは、上記財布本体 11 の一方側を折り畳み部 17 の位置で開閉することにより行うことができ、シールドケース 20 は開閉する必要がない。このように、シールドケース 20 は、その中に収容されたキャッシュカード等を使用する時のみに開閉されるものであるから、不用意に財布 10 をポケット内に入れたままで服を脱ぐような場合にも、スキミングされる恐れは全くない。

20

【図面の簡単な説明】

【0015】

【図 1】本発明に係る財布の展開斜視図である。

【図 2】シールドケースの開方状態の平面図である。

【図 3】本発明に係る財布のシールドケース部を除いた財布本体の平面図である。

【図 4】カード保持体の平面図である。

【符号の説明】

【0016】

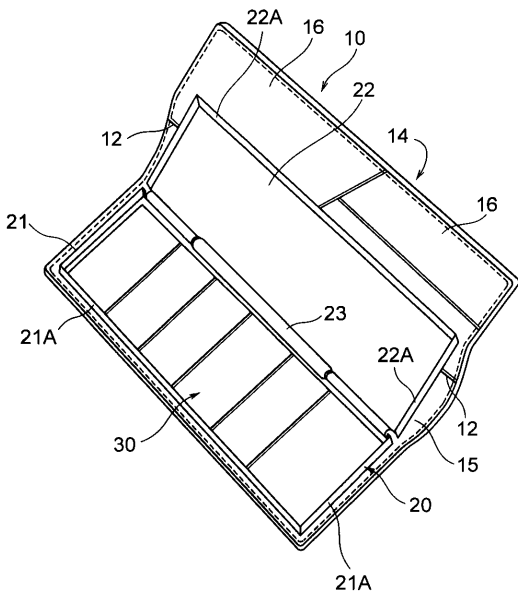
- 10 財布
- 11 財布本体
- 12 札入れ部
- 13 カード入れ部
- 14 本体表皮
- 15 本体裏当皮
- 16 当皮
- 17 折り畳み部
- 18 シールドケース固定部
- 20 シールドケース
- 21 収納部
- 21 A, 22 A 立上がり縁部
- 22 蓋部
- 23 ヒンジ
- 30 カードホルダー
- 31 台皮
- 32 当皮
- 33 カード保持部

30

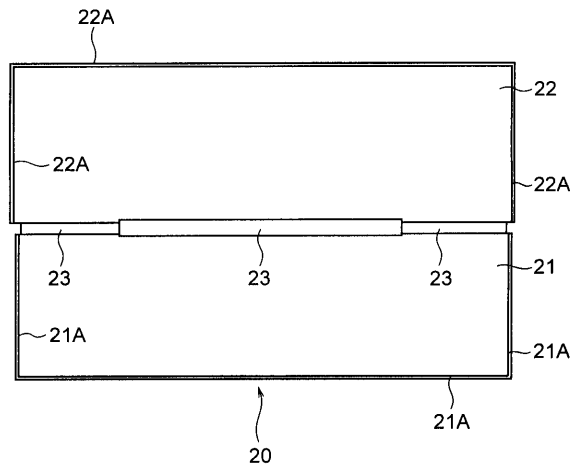
40

50

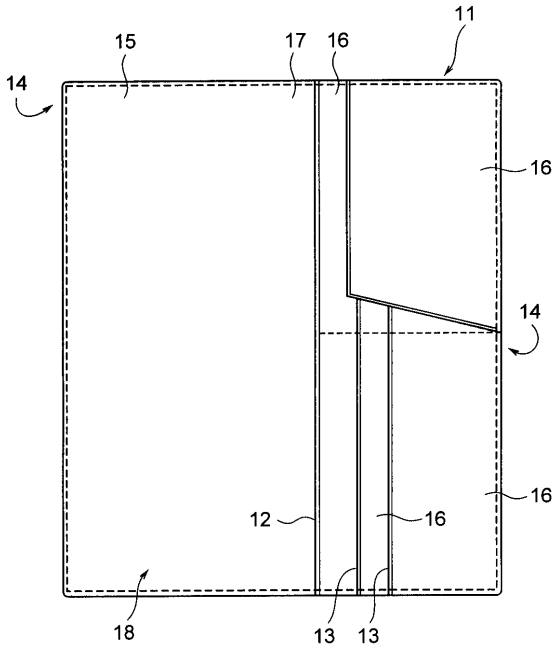
【図 1】



【図 2】



【 図 3 】



【 図 4 】

